

特定中小企業者（国指定不況業種に該当する中小企業者）の認定について
（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者認定要領）

1. 認定基準

府下で原則として同一場所で1年以上引き続き事業を営み、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する中小企業者で下記のいずれかに該当する方。

(イ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
例えば、兼業者の場合、中小企業者の指定業種に属する主たる事業の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少しており、かつ当該中小企業者全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

(ロ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む）の上げが著しく困難であるため、最近3ヶ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

なお、和泉市で認定できる方は、主たる事業所の所在地が和泉市内の方です。

※国が指定する業種については、

中小企業庁ホームページ:「セーフティネット保証制度:業況の悪化している業種」を参照してください。

2. 認定申請について

複数の細分類業種（日本標準産業分類の平成25年10月改定の細分類による）に属する事業を行っている中小企業者に対する認定要件の適用関係は、中小企業庁のホームページの「セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要」に記載されている「企業認定基準の具体的な適用関係」、「認定要件②及び③に係る（イ）（ロ）の基準の取扱」で確認してください。

3. 認定申請手続

認定基準（イ）（ロ）それぞれに対応した「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書」に必要事項をそれぞれ記入、実印を押印し、下記の必要書類を添付して、和泉市 環境産業部 産業振興室 商工観光担当へ提出してください。（申請の際、念のため実印をお持ちください。）

添付書類

法人	①印鑑証明書 （発行後3か月以内のもの） ②法人登記簿謄本又は 履歴事項全部証明書 （発行後3か月以内のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・第5号認定申請内訳書 （イ）（ロ）の内、該当した認定基準に対応した内訳書 ・営んでいる事業を疎明できる書類等（原則として、個人は申告書写し、法人は申告書別表（一）写しか法人事業概況説明書写しとし取り扱っている製品・サービスが分かる書類、許可・免許・登録・許認可証の写し等） ※下記のうち、認定基準に対応する添付資料 （イ）申請書に記入された売上高が確認できるもの（試算表、売上台帳他） （ロ）申請書に記入された計数が確認できるもの（前期決算書、該当月の試算表、最近1ヶ月間の原油等の明細書付請求書又は納品書、売上台帳他）
個人	①印鑑証明書 （発行後3か月以内のもの） ②現住所が和泉市以外の場合、和泉市内の営業所の所在地が確認できるもの。	

※添付書類①②については、市において確認後、原本はお返しいたします。

保証協会への融資申込の際に必要となりますので、その際にお使いください。

その他の添付書類は返却いたしませんので、写しをとるなどしてご準備頂く様お願いいたします。

4. 認定書の交付

認定申請書に公印を押印し、交付いたします。

認定書の交付は、翌日の13時以降となります。（翌日が休日の場合は、休日明けの日となります。）

※認定書の有効期限は認定日から起算して30日ですので、融資申込の際にはご注意ください。

《お問い合わせ先》

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工観光担当
 和泉市府中町二丁目7番5号
 TEL 0725-99-8123（直通）